

議案第 67 号

三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 8 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例及び三田市印鑑条例の一部を改正する条例

(三田市手数料条例の一部改正)

第1条 三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第15号の2を削る。

(三田市印鑑条例の一部改正)

第2条 三田市印鑑条例(平成9年三田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。